

平成30年度使用特別支援学校教科用図書（追加）の選定に係る諮問について

1 諮問内容

平成30年度使用特別支援学校教科用図書（追加）についての調査審議

2 諮問理由

川崎市立聾学校高等部生徒の2年次からの選択科目に応じた教育課程の改編に伴う、平成30年度使用特別支援学校教科用図書追加採択のため

3 根拠法令等

川崎市附属機関設置条例

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第2項

4 諮問先

川崎市教科用図書選定審議会

(案)

川教指第 号
平成 年 月 日

川崎市教科用図書選定審議会
会 長 様

川崎市教育委員会
教育長 渡邊直美

平成30年度使用特別支援学校教科用図書（追加）の調査審議について（諮問）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に基づき、教育委員会は平成29年8月31日までに、平成30年度に使用する教科用図書を採択すること、また、9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、すみやかに採択を行うことが規定されております。

つきましては、川崎市附属機関設置条例に基づき、次の事項について諮問いたします。

平成30年度使用特別支援学校教科用図書（追加）についての調査審議

教育委員会事務局学校教育部指導課
指導事務係 担当

○川崎市附属機関設置条例

平成27年3月23日条例第1号

改正

平成27年12月17日条例第74号

平成28年3月24日条例第4号

川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が委嘱し、又は任命する。
- 3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるもの

とする。

(会長)

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合

議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条～第5条関係）

市長の附属機関

:

別表第2（第2条～第5条関係）

教育委員会の附属機関

:

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市教科用図書選定審議会	市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 学校教育の関係者 (3) 市職員	1年

選定審議会関係法令（抄）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

第 14 条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならない。

2 9 月 1 日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。